

公益社団法人京都市観光協会後援等取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人京都市観光協会（以下「協会」という。）が、京都市の観光振興に寄与する催し、協会の事業運営又は施策の趣旨に合致している催し（その他これらに準ずるものを含む。）について、後援、共催（以下「後援等」という。）名義の使用並びに賞状交付の承認を行う場合の基準及び手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

（後援等の区分）

第2条 協会が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- （1）後 援 協会が当該事業について賛同し、名義の使用を承認することによって支援するもの。
- （2）共 催 協会が主催者の一員として、当該事業の企画又は実施に参加するもの。
- （3）その他 事前協議のうえ、事務局長が特別な協力や協賛が必要と認めるもの。

（後援等の名義）

第3条 事務局長が、後援等について使用を承認する名義は、「公益社団法人京都市観光協会」若しくは「（公社）京都市観光協会」とする。

（対象団体等）

第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- （1）協会会員又は協会会員が組織する団体（実行委員会形式など）
- （2）その他次の要件のいずれをも満たし、事務局長が認める団体
 - （ア）主催者の存在、所在地が明確であること。
 - （イ）堅実な活動実績を有する等、事業等遂行の意思及び能力が十分にあると認められること。

（後援等の実施基準）

第5条 前条の後援等は次の各号のすべてに該当するものに限り承認するものとする。

- （1）申請事業の内容が、協会の事業運営又は施策の趣旨に合致していること。ただし、事業とは、原則として開催期間を有するイベントやキャンペーンなどの催しのことをいい、単にポスター、地図、出版物、Web ページ、デザイン等の制作物である場合は対象と認めない（その事業を PR するための広報物を除く）。
- （2）広く一般市民等を対象とした事業であって公益性が高いこと。また、原則として事業の実施場所が京都市内であること。ただし、当該事業の効果が広く協会会員や市民に

波及すると認められるもの、又は協会会員や市民の幅広い参加が期待できるもの、若しくは京都市を広く知らしめることが期待できるものである場合は、この限りではない。

- (3) 原則として申請後1年以内に実施される事業であること。ただし、事務局長が申請事業の実施の準備に日数を要すると認める場合は、この限りでない。
- (4) 名義の使用承認期間は、承認した日から当該事業の終了する日までとし、6か月を限度とすること。ただし、作品の募集等に相当期間を必要とするなど事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 主催者の所在が明確で、行事等を開催するための事務組織を有するとともに、必要な資金を確保することができ、行事等を開催するための計画作成や運営を含む事業遂行能力が十分あると判断されるものであること。
- (6) 入場料等を徴収する事業にあつては、その金額が、規模及び内容に対し過重でないこと。また、営利を直接の目的とするものや単に集客のみに着眼したものではないこと。
- (7) 事業等の開催場所において公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (8) 申請事業に対する問合せ先の情報が一般に公開されていること。また、協会に問合せ等があった場合、真摯に対応できる体制を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持又は反対する意図があると認められるもの。
- (3) 金品の寄付、援助、事業への参加等を強要するもの又はその外形から判断して強要していると参加者に誤解を与えるおそれがあるもの。
- (4) 暴力団関係者の利益になるもの又はなるおそれがあるもの。
- (5) 申請団体において、協会会費の滞納がないこと。
- (6) その他後援等を行うことが不適当と認められるもの。

3 前2項の規定にかかわらず、特に事務局長が必要と認めるものについては、後援等を承認することができる。

(後援等の申請)

第6条 後援等を受けようとする者は、事業等の開催日の15日前までに、所定の申請方法をもって、次の各号に該当する書類を添えて協会に申請しなければならない。ただし、やむを得ないと事務局長が認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (2) 主催者の概要及び活動の目的を明らかにする書類
- (3) 参加者等から料金を徴収する場合にあつては、収支予算書(協会が提出を求める場合のみ)

(4) その他、事務局長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、名義使用を開始する前に行わなければならない。

(承認の決定)

第7条 事務局長は前条の規定による申請を受理したときは、承認の可否を決定し、申請者に当該決定を所定様式により通知するものとする。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、後援等の承認に際し条件を付することができる。

3 事務局長は、第1項の決定のため、申請者に対し必要に応じて報告を求める又は資料の提出を求めること（以下「報告等」という。）ができる。

(経費等負担、免責)

第8条 共催を除く後援等を承認した事業等について、協会は、人的、物的及び金銭的な負担は負わないものとする。当該事業によって発生した損害等の一切の責任はすべて申請者の責任において解決するものとし、協会は一切の責任は負わないものとする。

2 共催を承認した事業等については、別途申請する者と予め協議した上で役割を定め、承認する。

(事業計画の変更、実施報告等)

第9条 申請者は、事業計画の内容等に変更が生じた場合は、速やかに事業の変更内容又は中止について協会に報告しなければならない。

2 後援等の承認を受けた者は、事業実施後、速やかにチラシ等の関連資料を添えて、実施結果を報告しなければならない。

(承認の取消)

第10条 第6条の申請内容又は企画書等の添付資料等に虚偽の事項があったときは、後援等の承認を取り消すものとする。

2 事業実施後に第5条の規定違反に該当したことが認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援等を承認しないものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。